

役員及び評議員の報酬に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 永楽福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第10条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産であつて、その名称のいかんを問わない、

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、常勤役員報酬表（別表1）に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員選任解任委員には、（別表2）非常勤役員報酬表に基づき、役員等報酬を支給する。

(長期欠勤者の報酬)

第4条 病気等により常勤役員が欠勤する場合の報酬の支給は、次の通り定める。

病気等により欠勤した場合、給与〆切（15日）の翌月より3ヶ月までの間、報酬の全額を支給する。

(役員退任慰労金)

第5条 退職慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 前項の役員等退任慰労金は、（別表3）役員退任慰労金表に基づき支給する。算定の基礎となる在職期間は、役員に就任した月から退任（留任は除く）した月までとし、1年未満の年数は1年に切り上げる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 常勤役員報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等により控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定(以下「正職賃金規定」という。)に準ずる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給日は職員賃金規定に準ずる。

(公表)

第7条 法人は、この規定をもって、定款第8条及び定款第10条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、評議員の承認を得て効力が発生するものとする。

附則1

この規定は、平成29年 月 日から施行する。

(別表1) 常勤役員報酬表

| 区分 | | 月額 | 再下限額 |
|----|---------|---|---------|
| 理事 | 勤務日 5/週 | 従業員より役員となった職員は従前の年収を下回らない金額(万円未満を切上)とし、月額を算定する。但し千円/月額未満は切上とする。 | 500,000 |
| | 4/週 | | 400,000 |
| | 3/週 | | 300,000 |
| | 2/週 | | 200,000 |
| | 1/週 | | 100,000 |

通勤交通費は給与規定による。

勤続手当

満60歳未満(3月16日現在)の理事にあっては、一年につき13000円/月(5日出勤/週 基準)の昇給を行う。(4月度より)

(別表2) 非常勤役員報酬表

| | 会議出席1回につき |
|-----------|-----------|
| 評議員 | 7,000円 |
| 役員 | 7,000円 |
| 評議員選任解任委員 | 7,000円 |

(別表3) 役員等退任慰労金表

| | 1年につき |
|-----------|---------|
| 評議員 | 10,000円 |
| 理事 | 10,000円 |
| 監事 | 10,000円 |
| 評議員選任解任委員 | 5,000円 |